

認第1号

令和2年度富士市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市一般会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第2号

令和2年度富士市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第3号

令和2年度富士市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第4号

令和2年度富士市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第5号

令和2年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第6号

令和2年度富士市第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第7号

令和2年度富士市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市駐車場事業特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第8号

令和2年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正



認第9号

令和2年度富士市森林財産特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市森林財産特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第10号

令和2年度富士市鈴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市鈴川財産区特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第11号

令和2年度富士市今井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市今井財産区特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第12号

令和2年度富士市大野新田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市大野新田財産区特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第13号

令和2年度富士市檜新田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市檜新田財産区特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第14号

令和2年度富士市田中新田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定による会計管理者からの提出に係る別冊令和2年度富士市田中新田財産区特別会計歳入歳出決算は、その併せて提出のあった証書類とともに、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、その意見書及び同条第5項の規定により調製した市政報告書を付して、同条第3項の規定により、議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

認第15号

令和2年度富士市水道事業会計決算認定について

令和2年度富士市水道事業会計決算は、別冊のとおりであるが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、同条第4項の規定により、その意見書を付して議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義正

認第16号

令和2年度富士市公共下水道事業会計決算認定について

令和2年度富士市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりであるが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、同条第4項の規定により、その意見書を付して議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義正



認第17号

令和2年度富士市病院事業会計決算認定について

令和2年度富士市病院事業会計決算は、別冊のとおりであるが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付した結果、事務処理は適正であることを認める旨の意見の報告があったので、同条第4項の規定により、その意見書を付して議会の認定を求める。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義正